

平成23年度教育委員会事務点検評価(平成22年度実施事務事業)評価表

1 事務事業の基本事項

整理番号 5

事務事業の名称	公民館運営事業(貸館)		担当部課	教育委員会 生涯学習部 中央公民館	
			電話番号	04-2952-2230	
実施期間	～				
総合振興計画における位置づけ	5章	人を育み文化を創造するまちをめざして	実施計画(H20～22)事業名	個別計画等の名称 生涯学習基本計画	
	1節	生涯学習の振興			
	1項	生涯学習の推進			
	2目	生涯学習の機会や場の拡充			
実施根拠	社会教育法第22条第1項第6号、狭山市立公民館条例、狭山市立公民館管理規則				
事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input checked="" type="checkbox"/> 法定受託事務+自治事務				
事業開始の背景等	昭和21年7月の文部次官通牒「公民館の設置運営について」及び昭和24年6月の社会教育法の施行を受け、旧町村の公民館は昭和20年代に、他の公民館は昭和40年代以降に設置された。設置目的達成のため、教育、芸術、文化等に関する各種講座や地域に根ざした事業の展開と、利用団体の活動場所としての施設の提供が求められた。				

2 事務事業の目的・内容

目的	社会教育法第22条に基づき、地域における社会教育及び生涯学習の拠点として、施設を住民の自主的活動の場として貸し出す。(使用料は、原則として有料)
対象	主に市民により構成された団体、また、空き状況に応じて登録外の団体等にも貸館する。

活動内容	地域の社会教育、生涯学習の拠点施設として活用されている。 参考：公民館登録サークル総数 910団体(平成23年7月現在) 登録団体の抽選申込みは、利用の前々月の21日から受付している。 登録外の団体等の利用申込みは、前月の16日以降に受付している。
(下段)前年度の方向性に対する改善活動	継続
環境配慮	利用者に、照明等の節電、冷暖房の節約、公共交通機関の利用や、自転車・徒歩での来館をお願いしている。
実施形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助・負担 <input type="checkbox"/> その他( )

3 事務事業の実施状況と成果

区分	指標名	区分	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	目標値の根拠・考え方
(実施動向指標)	利用件数	目標値	件	31,928	32,019	32,517	32,034	過去3年間の平均値に1%増を見込んだ
		実績値		31,874	32,019	31,257		
		達成率		99.8%	100.0%	96.1%		
	利用者数	目標値	人	495,856	486,302	495,927	47,505	
		実績値		472,678	467,444	470,918		
		達成率		95.3%	96.1%	95.0%		
(成果指標)	施設利用率	目標値	%	49.0	48.6	48.1	47.4	過去3年間の平均値に1%増を見込んだ
		実績値		46.4	47.5	47.0		
		達成率		94.7%	97.7%	97.7%		
	目標値							
	実績値							
	達成率							

4 事業費

		区分	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	
経費	直接費	予算額	千円	129,454	99,270	115,789	109,402	
		決算額	千円	126,163	92,887	113,637		
		財源内訳	国県支出金	千円				
			その他特定財源	千円	23,700			
	一般財源	千円	102,463	92,887	113,637			
	人件費	従事職員数	人	16.2	15.6	10.7		
	人件費(従事職員数×平均給与)	千円	148,252	143,390	95,844			
		事業費計(直接費決算額+人件費)	千円	274,415	236,277	209,481		
効率性指標	指標名	利用者数	人	472,678	517,988	470,918	※1単位当たりの経費	
	単位コスト	利用者一人当たりのコスト	円	581	456	445		

5 事務事業の評価

項目	評価の視点	評価	評価理由
個別評価	必要性	4 前年度 4	団体のサークルの活動の場を保障するとともに、市民の社会教育・生涯学習を助長する点から貸館の必要性は高い。また、公民館活動は、市民に幅引く定着しており、公民館の貸館に対する市民のニーズは高く、貸館事業に市が関与する必要性は高い。公民館施設の使用料は、一部の免除団体を除き利用団体が負担しているが、運営経費は市が負担する必要がある。
	有効性	4 前年度 4	利用件数・利用者数・施設利用率は、ほぼ目標値を達成している。公民館活動が、個人やサークル内の活動から、学校支援や地域福祉分野等へ進む例も見られる。
	効率性	4 前年度 4	貸館業務は、公共施設予約システムより概ね適正に運用されており、システムの利用方法も、利用者に定着し理解が得られている。また、使用料の原則有料制が定着しており受益者負担は適正に行われている。一部館への指定管理制導入により、総事業費の削減や、利用者一人当たりコストの抑制等の効果が出ている。
<input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/> 内容の見直し <input type="checkbox"/> 抜本の見直し <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 完了			
今後の方向性	地域の社会教育・生涯学習拠点として公民館の必要性は高く、今後も貸館事業を継続していく必要があるが、「部屋貸し」にとどまらず、活動成果を社会に還元していくための仕掛けや仕組みづくりを一層進める必要がある。利用件数・利用者等は、ほぼ目標値を達成しているが、利用者には中高齢や女性が多い傾向にあり、団塊世代の男性や若年層へ向けいく必要がある。公民館施設の管理運営面では、利用需要や多様な要望に応えるための貸出単位区分等を見直し、平成24年4月利用分から開始する。指定管理制度については、引続き、モニタリング(継続監視)の適切な運用を行う。		

6 その他(学識経験者の意見等)

貸館事業は重要であるが、公民館主催の主体的な事業を確保することも考慮しなければならない。現代的課題の学習など、地域の実情を踏まえた適切な講座の実施を行うことが求められる。また、市民が活動場所を常に公民館に求めるのではなく、活躍する場を開拓するよう対策を取らなければならない。また、単なる貸館事業の利用者とするのではなく、公民館の利用者として把握し、事業連携などを行うよう働きかける対策も重要と思われる。指定管理制度はひとえに指定者と被指定者との日常的な連携・協力の在り方がその成否を分ける。よりよい管理を巡って両者が忌憚のない意見交換を繰り返すことが不可欠である。単なるモニタリングではない意見交換こそが重要なのである。指定者側が姿勢を正すべき事、被指定者が改善すべき事、それを明らかにし、必要な協力を惜しまないことである。いくつかの自治体の指定管理の選考や評価に関わって得た、これが結論である。